

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
案（仮称）

新旧対照条文 目次

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）（第二条関係）	2
○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）（第三条関係）	7
○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第二百九十六号）（抄）（第四条関係）	8

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第十五条の二 法第六十九条の四第三項の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への権限の委任）</p> <p>第十八条 機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定による厚生労働大臣の立入検査の権限のうち法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 法第二十五条第一項の規定による厚生労働大臣の立入検査の権限のうち法第十四条第一項の規定による委託（法第二十一条第二項の規定による委託を含み、法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。）の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十九条 法第二十六条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十五条第一項に規定する</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

受託金融機関の事務所（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。

附則

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第三条 法附則第二条第十一项の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一・二 （略）

三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員） 一人

四 （略）

2・3 （略）

（業務の特例）

第五条の二 （略）

受託金融機関の事務所（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。

附則

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第三条 法附則第二条第十一项の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一・二 （略）

三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の設立委員） 一人

四 （略）

2・3 （略）

（業務の特例）

第五条の二 （略）

2 機構は、法附則第五条の二第六項の規定による納付金（以下この

条において「元本納付金」という。）を納付しようとするときは、元本納付金の計算書に、当該元本納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該元本納付金に係る法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本が回収された日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める期日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 ある事業年度の四月一日から六月三十日までの期間 当該事業年度の十月十日

二 ある事業年度の七月一日から九月三十日までの期間 当該事業年度の一月十日

三 ある事業年度の十月一日から十二月三十一日までの期間 当該事業年度の次の事業年度の四月十日

四 ある事業年度の一月一日から三月三十一日までの期間 当該事業年度の次の事業年度の七月十日

3 機構は、法附則第五条の二第七項の規定による納付金（以下「積立金納付金」という。）を納付しようとするときは、毎事業年度、積立金納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該積立金納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の元本納付金又は前項の積立金納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該計算書及び添付

（新設）

2 機構は、法附則第五条の二第六項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、毎事業年度、国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送

書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

5| 元本納付金は、当該元本納付金に係る法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本が回収された日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める期日までに納付しなければならない。

一| ある事業年度の四月一日から六月三十日までの期間 当該事業年度の十月三十一日

二| ある事業年度の七月一日から九月三十日までの期間 当該事業年度の一月三十一日

三| ある事業年度の十月一日から十二月三十一日までの期間 当該事業年度の次の事業年度の四月三十日

四| ある事業年度の一月一日から三月三十一日までの期間 当該事業年度の次の事業年度の七月三十一日

6| 積立金納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月三十一日までに納付しなければならない。

7| 元本納付金及び積立金納付金は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。

8| 元本納付金又は積立金納付金を納付したことにより機構が法附則第五条の二第八項又は第九項の規定により資本金を減少するときは、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計からの出資はなかったものとする。

9| 機構は、法附則第五条の二第十一項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定（それぞれ同条第五項に規定する承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定をいう。

付するものとする。

（新設）

4| 国庫納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

5| 国庫納付金は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。

6| 国庫納付金を納付したことにより機構が法附則第五条の二第七項の規定により資本金を減少するときは、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計からの出資はなかったものとする。

7| 機構は、法附則第五条の二第九項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定（それぞれ同条第五項に規定する承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定をいう。以

以下この項において同じ。)を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。

10| 法附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

11| 法附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)別表第一独立行政法人福祉医療機構の項中「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」とする。

下この項において同じ。)を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。

8| 法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

9| 法附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表第一独立行政法人福祉医療機構の項中「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」とする。

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 第八条 削除	附則 （主たる事務所を東京都に置く期限） 第八条 法附則第七条の政令で定める日は、平成二十七年五月三十一日とする。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第二百九十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定するその他の収入の繰入れ）</p> <p>第五十七条 平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定する政令で定める収入は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項及び第七項の規定による納付金</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定するその他の収入の繰入れ）</p> <p>第五十七条 平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定する政令で定める収入は、次のとおりとする。</p> <p>一 平成十九年改正法附則第二百二十条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>